

令和8年度 万世小学校  
「いじめ防止基本方針」



南さつま市立万世小学校

## 《南さつま市いじめ防止基本方針における理念》

南さつま市においては、市内全ての学校で、子供一人一人の人権を尊重し、子供たちが互いの違いを認め合い、支え合いながら、安心して暮らし、学ぶことができる環境をつくることを大切にしています。

また、子供主体の教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的な活動を通して、子供の自治能力を高めることにより、いじめのない学校・学級づくりを目指しています。

さらに、いじめ問題が発生した場合は、子供の思いを大切にしながら全校態勢で早期解決に向けて全力で取り組みます。

このような「子供尊重」「子供主体」の考え方を基本とし、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

### I 「いじめ防止基本方針」について

南さつま市立万世小学校では、「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校を作るために、「南さつま市立万世小学校いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下のとおりである。

- 1 いじめの未然防止とともに、いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくりに努める。
- 2 いじめの早期発見と早期解決のために、学校の全教育活動を通して組織的・計画的に取り組む。
- 3 いじめ発生時の早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、「いじめ対策委員会」を中核に解決へ向けて家庭と連携して取り組む。
- 4 学校内だけでなく、家庭や地域、各種団体等と協力して早期発見と早期解決にあたる。
- 5 児童の意見も取り入れられる体制を整備する。

### いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## Ⅱ いじめの防止等に関する基本的な考え方（発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導）

### Ⅰ いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。また、特に配慮が必要な以下の児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (1) いじめの防止の実践の方向性

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
- ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ・ いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、家庭と地域とが一体となって取組を推進するための普及啓発を図る。

#### (2) 管理職の取組

- ・ いじめの未然防止に向けた機能的な体制を構築する。
- ・ 家庭・地域へいじめ問題について機会を捉えて周知する。

#### (3) 教職員の取組

- ・ いじめ問題を考える週間・月間の取組  
<週間>（4月9日～16日・9月1日～11日・1月8日～15日）  
<月間>（11月1日～11月30日）
- ・ スクールアンケート（4月・9月・1月）
- ・ 比較用「学校楽しいーと」（6月・10月・2月）
- ・ 児童との教育相談（11月及び随時）
- ・ 全職員による生徒指導連絡会（職員連絡会後に実施）

#### (4) 児童の取組

- ・ 児童総会での取組
- ・ 各学級での仲間づくり
- ・ 異学年によるあいさつボランティア運動、清掃、児童会活動

#### (5) 保護者の取組

- ・ いじめ問題を考える月間の保護者向けアンケート（11月）
- ・ 「心の教育の日」授業参観（道徳11月）
- ・ 保護者対象による教育相談（4月及び夏季休業中、随時）

#### (6) 背景の把握

- ・ いじめの現象をとらえるだけでなく、その背景をとらえ議論するようにする。

## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

### (1) 早期発見の実践の方向性

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する取組を推進する。
- ・ いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりを推進する。

### (2) 管理職の取組

- ・ 定期的ないじめアンケートの実施と結果分析による実態把握に努めさせる。
- ・ 児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、日常の児童観察に努めさせる。
- ・ 職員間の情報の共有化に努めさせる。

### (3) 教職員の取組

- ・ 教職員と児童との信頼関係の構築
- ・ 実態調査の集約実態把握
- ・ 全職員による生徒指導連絡会、職員朝会での児童の現状報告と共通理解
- ・ 全教育活動を通じた児童の観察

### (4) 児童の取組

- ・ 児童集会、学級会活動
- ・ 児童代表委員会、児童保健委員会

### (5) 保護者の取組

- ・ 学級PTA、連絡帳などによる情報交換と連携
- ・ 地域子供会育成会活動における保護者と児童との信頼関係の構築

## 3 いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保して詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

### (1) いじめに対する措置の実践の方向性

- ・ 学校は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立する。
- ・ いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守るとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携を図る。

**(2) 管理職の取組**

- ・ いじめ発見，通報後の早急な組織作りと早急な対応に努めさせる。
- ・ 市教育委員会との綿密な連携を図る。

**(3) 教職員の取組**

- ・ 被害児童，加害児童の聞き取り，現状把握
- ・ いじめ対策委員会及び職員会議の開催
- ・ 保護者，PTAへの報告
- ・ 関係機関への報告（スクールガード，教育委員会等）

**(4) 児童の取組**

- ・ 仲間づくりの話合い活動
- ・ 全校児童集会等の実施
- ・ 児童代表委員会での話し合い（仲間づくりについて）

**(5) 保護者の取組**

- ・ PTA役員会の開催（対応の協議等）
- ・ 臨時学級PTA，PTA総会等の開催
- ・ 校区公民館，民生委員との連携

**(6) いじめ発見から解決までの流れ**

**ア いじめの情報キャッチ**

- ・ 最初に発見した職員 → 生徒指導主任または教頭または校長
- ・ 市教育委員会へ第一報

**イ チーム対応の編成**

- ・ 「いじめ対策委員会」の設置

**ウ 対応方針の決定と役割分担**

- ・ 情報の整理
- ・ 対応方針
- ・ 役割分担
- ・ 市教育委員会へいじめの発生と対応策を報告

**エ 事実の究明と支援と指導**

- ・ 多面的・多角的な視点による事実の究明
- ・ 児童の心情に寄り添った支援と指導

**オ いじめの被害者・加害者・周囲の児童への指導**

- ・ 被害者への対応
- ・ 加害者への対応
- ・ 周囲の児童への対応

**カ 保護者との連携**

- ・ いじめられている児童の保護者との連携
- ・ いじめている児童の保護者との連携

**キ 解決，継続観察**

- ・ 市教育委員会へいじめの解決報告

#### 4 いじめの事実の情報収集と状況確認

- ・ 担任や生徒指導主任は、状況を慎重に判断し、情報を収集する。
- ※ 間接的立場での介入に努める。

#### いじめ事案記録様式(2025.04.01～改訂)

|  |
|--|
| <b>【記録者】</b><br><input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 当該児童担任 <input type="checkbox"/> 他学級担任 <input type="checkbox"/> 専科・加配 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> その他<br>名前 ( )   |
| <b>【認知日・時刻】</b><br>令和 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) をしている時間に認知。  |
| <b>【認知場所】</b><br><input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 登下校中<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |
| <b>【認知方法】</b><br><input type="checkbox"/> 担任現認 <input type="checkbox"/> 被害児童からの相談 <input type="checkbox"/> 目撃児童からの情報提供<br><input type="checkbox"/> 保護者からの相談 <input type="checkbox"/> 児童アンケート <input type="checkbox"/> 保護者アンケート<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| <b>【関係児童】</b><br>加害者名 ( )<br>被害者名 ( )  |
| <b>【認知職員】</b><br><input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 当該児童担任 <input type="checkbox"/> 他学級担任 <input type="checkbox"/> 専科・加配 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> その他<br>名前 ( )  |
| <b>【いじめの期間】</b><br>いつ頃から： ( ) から<br>いつまで： <input type="checkbox"/> 認知した時点まで継続<br><input type="checkbox"/> 認知した時点では解消済→解消済の場合： ( ) 頃解消  |
| <b>【いじめの様態】</b><br><input type="checkbox"/> ①からかう、悪口を言う、おどす、イヤなことを言う。<br><input type="checkbox"/> ②仲間はずれにする、何人かで無視をする。<br><input type="checkbox"/> ③わざとぶつかる、たたく、蹴る。<br><input type="checkbox"/> ④ひどくぶつかる、たたく、蹴る。<br><input type="checkbox"/> ⑤お金や物をたかる。<br><input type="checkbox"/> ⑥お金や物を隠す、盗む、壊す、捨てる。<br><input type="checkbox"/> ⑦相手がイヤがること、危険なことをする。<br><input type="checkbox"/> ⑧相手にとってイヤなこと、危険なことをさせる。<br><input type="checkbox"/> ⑨パソコンや携帯電話などで、悪口を書く、相手がイヤなことをする。<br><input type="checkbox"/> ⑩その他 ( ) |
| <b>【いじめ内容の補足情報や詳細】 ※ 必ず書くこと。</b><br><div style="border: 2px solid red; height: 60px; width: 100%;"></div>  |
| <b>【指導内容・要因・背景等】</b><br><input type="checkbox"/> 双方の考えや気持ちのすれ違いを解消した<br><input type="checkbox"/> 行ってはならないこと、再発防止を指導した<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |
| <b>【互いの主張】</b><br><input type="checkbox"/> 一致している <input type="checkbox"/> 一致していない   |
| <b>【保護者連絡】</b><br><input type="checkbox"/> 双方の保護者に連絡している <input type="checkbox"/> 加害者の保護者にのみ連絡している<br><input type="checkbox"/> 被害者の保護者にのみ連絡している <input type="checkbox"/> どちらの保護者にも連絡していない  |
| <b>【職員での今後の対応】</b><br><input type="checkbox"/> 全職員で言葉掛けや見守りに取り組んで欲しい <input type="checkbox"/> 現状での対応は難しいのでチーム支援をお願いしたい   |

## 情報収集の方法

### 【アンケート】

児童・保護者・PTA・地域

○スクールアンケート ○学校たのしいーと ○保護者アンケート ○学校関係者評価 等

### 【教育相談】

児童・保護者

### 【会話・日記・連絡帳】

児童・保護者・PTA・地域

○PTA立哨指導

### 【情報交換・連携】

養護教諭・他職員・PTA・地域

## ※ 情報収集の際の留意点

- ア 客観的事実を整理し、間接的立場での情報収集・状況確認に努める。
- イ 教育相談をする際には、可能な限り複数の職員で対応する。
- ウ 「いじめはない」等の個人的な解釈で看過しない。
- エ 他の職員からの情報提供を積極的に行う。
- オ 指導力否定と責任感の強さから自分だけで解決を図ろうとしない。

## 【いじめを行った児童への対応】

- ① いじめの内容や関係する児童の事実関係について話を聞く。
- ② いじめは、人間の生き方として絶対に許されない卑怯な行為であることを知らせ、すぐにやめさせる。また、傷付いた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。
- ③ 「心の教育推進委員会」を中心とした組織的・継続的な見守りを行い、指導を徹底する。
- ④ 必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用して児童の心のケアを図る。

## 【いじめを通報した児童への対応】

- ① 通報した児童のプライバシーを完全に守るよう配慮する。
- ② 勇気をもって通報したことを賞賛し、通報したことで起こる不利益から守り通すことを約束する。また、安全確保のための取組を徹底する。

## 【いじめを行った集団及び周囲の児童への対応】

- ① いじめが行われているまわりで傍観していることは、いじめられている児童の気持ちを考えず、いじめ行為に参加していると思われ、いじめ行為と同じであることを理解させる指導を行う。
- ② いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせ、いじめを見かけたらすぐに知らせることの大切さに気付かせる指導を行う。
- ③ いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

## 【保護者への対応】

(いじめを受けた児童の保護者)

- ① いじめを受けた児童の家庭を訪問し、保護者に状況を丁寧に説明する。
- ② 学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

(いじめを行った児童の保護者)

- ① いじめを行った児童の家庭を訪問し、保護者に状況を丁寧に説明する。
- ② 学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

(双方の保護者)

- ① 学校で話し合う場を設ける等、誠意を尽くして対応する。
- ② 心のケアを図るため、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用する。

## 5 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域との普段からの綿密な連携が必要である。

### (1) 家庭・地域との連携の方向性

- ・ P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。また、いじめの問題について家庭と地域が連携した対策を推進する。
- ・ より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (2) 家庭・地域との連携

- ・ 万世小 P T A
- ・ 学校運営協議会
- ・ 万世地区公民館
- ・ 万世校区元気づくり委員会
- ・ ほのぼのサポート万世
- ・ 民生委員
- ・ スクールガード
- ・ 学童クラブ、放課後等デイサービス

## 6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要である。

### (1) 関係機関との連携の方向性

- ・ 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

### (2) 関係機関との連携

- ・ 市教育委員会（S S W及びS Cを含む）
- ・ 南さつま警察署
- ・ 市子ども未来課
- ・ 児童相談所

### Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」

万世小ではいじめ防止対策推進法22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置について組織的な対応を行うため、心の教育推進委員会を母体とした「いじめ対策委員会」を設置する。

#### 1 「いじめ対策委員会」の役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめの相談や通報の窓口としての役割を担う。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行う。
- (4) いじめの疑いに係る情報に対して緊急会議を開いて、いじめの情報の共有化、関係児童への事実関係の調査や指導、支援体制の方針の決定とともに、保護者・関係機関等との連携を行う。

#### 2 構成員

##### (1) 校内構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，保健主任，養護教諭，関係職員（担任等）

##### (2) 校外構成員

関係機関（SSW，SC等）

#### （学校におけるいじめ防止等のための組織 第22条）

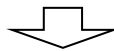
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 重大事態対応フロー図

重大事案の発生



教育委員会へ重大事案発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断



**学校が調査主体と判断された場合**

※ PTA 組織へも事態を報告し、必要に応じて情報提供や意見収集を行う。

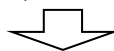


学校に重大事態の調査組織を設置

※ 「いじめ対策委員会」を調査組織の主体とする。

組織の構成：校長, 教頭, 生徒指導担当, 養護教諭, 担任教諭

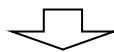
専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案と直接人間関係または特別な利害関係を有しない教育相談員等、第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。



事実関係を明確にするための調査を実施

※ 客観的な事実関係を速やかに調査する。

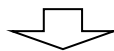
※ 事実と向き合う姿勢を大切に調査する。



いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※ 調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校児童や保護者に説明する。



調査結果を教育委員会に報告

※ 指示があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまたまた文書も調査結果に添付する。



調査結果をふまえた必要な措置

※ 調査結果をふまえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、それを実施する。

※ 再発防止に向けた取り組みの検証を行う。